

**乳幼児医療費助成金申請が一部変更になります**

乳幼児医療費助成金申請は、各月、医療機関ごとに申請書の受け付けを行っていましたが、医療機関の領収書(レセプト点数や一部負担額が記載されているもの)をお持ちの場合は、4月1日(注)から1枚の申請書でまとめて申請できるようになります。

※詳細は本庁・保険年金課医療係(内線1135)へお尋ねください。

**医療費負担「1割」の特例措置期間を延長**

70〜74歳の国民健康保険加入者(高齢受給者)が医療を受けたときに支払う医療費の負担割合(2割)は、特例措置により3月まで「1割」となっていますが、この特例措置が平成23年3月までに延長されることになりました。

これに伴い、現在2割負担となっている人の高齢受給者証(保険証)が新しいものになります。新しい受給者証は、3月末までに対象者に郵送します。

なお、負担割合が「3割」の人の受給者証の変更はありません。

送します。

なお、負担割合が「3割」の人の受給者証の変更はありません。

▼対象Ⅱ昭和10年4月2日から同15年3月1日までに生まれた人で、現在、2割負担の高齢受給者証の交付を受けている人。

▼受給者証の変更点Ⅱ負担割合の表示が「2割(平成22年3月31日までは1割)」から、「2割(平成22年7月31日までは1割)」となります(8月1日以降については、新しい受給者証を7月下旬に郵送します)。

※詳細は本庁・保険年金課国民健康保険係(内線1133)へお尋ねください。

**県障がい者スポーツ大会を開催します**

県では、障がいのある人にスポーツの楽しさを体験してもらおうと、「障がい者スポーツ大会」を開催します。

▼参加資格Ⅲ13歳以上(4月1日現在)で県内に住所がある人、または県内の施設や学校などに在籍している

**一部の地区で公共下水道の供用開始**

3月31日(注)から、左表の地区で公共下水道の供用を開始します。下水道工事が完了し、下水道を利用することができるようになった地区の家庭や事業所などは、排水管を下水道に接続する工事やトイレの水洗化を早め実施されるようお願いいたします。

なお、供用開始に関する関係図書を3月18日(注)から同日(注)まで、本庁・下水道課(本渡浄化センター3階)で縦覧できます。

※詳細は同課施設管理係(注)3498へお尋ねください。

**公共下水道供用開始地区**

山の手町の一部	
本渡町	広瀬字野田、字長尾の各一部 本戸馬場字丸尾、字菅原、字一の勢、字水の平の各一部
亀場町	亀川字下浜田の一部
志柿町	字知ヶ崎の一部

**固定資産税に関するお知らせ**

**土地・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できます**

平成22年度の固定資産税の課税対象となる土地・家屋の評価額などを記載した「土地および家屋価格等縦覧帳簿」を縦覧できます。

- ▶縦覧できる人=市内に所有する土地または家屋の納税者(または代理人)、納税管理人。
- ▶期間=4月1日(注)~6月30日(注)(土・日曜日、祝日を除く)、午前8時30分~午後5時15分。
- ▶ところ=本庁・固定資産税課(全市域分を縦覧できます)、各支所・総務振興課(各支所管内分を縦覧できます)。
- ▶縦覧内容=●土地価格等縦覧帳簿…所在、地番、地目、地積、評価額。●家屋価格等縦覧帳簿…所在、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額。  
※所有者の住所や氏名または名称、非課税物件などは記載されていません。
- ▶手数料=無料。
- ▶持参品=運転免許証や保険証など本人確認ができるもの(代理のときは委任状も必要です)。

【問い合わせ先】本庁・固定資産税課固定資産税係(内線1155)

**固定資産税課税台帳(名寄帳)の閲覧と写しの申請ができます**

平成22年度の固定資産税課税台帳(名寄帳)の閲覧と、写しの申請ができます。

- ▶閲覧・写しの申請ができる人=①納税義務者(または代理人)、納税管理人②土地・家屋を借りている人で賃借料などを支払っている人③土地・家屋の所有者や管財人など固定資産を処分する権利がある人。
- ▶開始日=4月1日(注)から(土・日曜日、祝日を除く)、午前8時30分~午後5時15分。
- ▶ところ=本庁・固定資産税課または各支所・総務振興課。
- ▶写し発行手数料=1通300円(写しに証明が不要な場合は、6月30日(注)までは無料)。
- ▶持参品=運転免許証や保険証など本人確認ができるもの(代理のときは委任状も必要)②は賃貸借契約書や賃借料払込領収書など資格を証明できるものも持参。また、法人の使者の場合は、法人印が押された委任状と使者の身分証明ができるものを持参(可能であれば法人印も持参)。

**納税証明書の交付申請のときは**

市では、各種申請などに必要

※詳細は本庁・社会福祉課障がい福祉係(内線1181)へお尋ねください。

▼申込方法Ⅱ市役所本庁・社会福祉課または牛深支所・保健福祉課、その他の支所・民生生活課に備え付けの参加申込書に必要事項を記入し、3月19日(注)までに同課へ提出してください。

**天草戦没者追悼式を行います**

戦没者の慰霊と世界平和を祈念するため、天草市・上天草市・苓北町合同で「天草戦没者追悼式」を次のとおり行います。

**【天草戦没者追悼式】**

- とき=4月3日(注) 午前10時から
  - ところ=天草市民センターホール
- また、市内の各地区でも右表のとおり戦没者追悼式(平和祈念祭)を行います。いずれも無宗教・献花方式で行いますので、皆さん、ぜひご参列ください。

**【問い合わせ先】**

天草戦没者追悼式実行委員会事務局  
(市役所本庁・社会福祉課内)

☎31111内線1405

地区名	期日	会場	問い合わせ先
新和	4/2(注)	新和町民センター	新和支所・市民生活課
五和		五和体育館	五和支所・市民生活課
御所浦	4/6(注)	御所浦小学校体育館	御所浦支所・市民生活課
栖本		栖本福祉会館	栖本支所・市民生活課
天草		天草勤労者体育館	天草支所・市民生活課
河浦	4/7(注)	一町田公民館	河浦支所・市民生活課
有明	4/10(注)	有明町民センター	有明支所・市民生活課
倉岳	4/13(注)	倉岳多目的研修集会施設	倉岳支所・市民生活課
牛深	4/17(注)	牛深総合センター	牛深支所・保健福祉課

※開始時間はいずれも午前10時から